

## 会 議 録

会議名	令和4年度 第2回 山陽小野田市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年2月2日(木) 15時00分～16時30分
開催場所	市役所3階 大会議室
出席委員	中川 正治 野原 由理子 服部 正美 村上 美喜子 伊藤 忍 三原 豊弘 上林 雅樹 小川 真理子 山本 直仁 町田 正勝 石原 克宏 村上 美代子 土井 克彦 古屋 憲太郎 (計14名)
欠席委員	なし
事務担当課 及び事務局出 席者	福祉部 部長 吉岡 忠司 国保年金課 課長 亀崎 芳江 課長補佐 伊藤 佳和子 主査兼国保係長 鈴木 一史 主査兼保健事業係長 石井 尚子 収納係長 村上 陽子
会議次第	1 開会 2 福祉部長あいさつ 3 出席委員数報告(会議成立の報告) 4 議事 (1) 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算について (2) 令和5年度国民健康保険特別会計予算(案)について (3) 山陽小野田市国民健康保険条例の改正について (4) 令和5年度国民健康保険 保健事業の実施計画について (5) 第3期山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画の 策定について (6) その他 5 閉会

議 事 内 容	
委員 事務局	<p>●(1) 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算について            &lt;資料1を用い補正予算概略説明&gt;</p> <p>年間補正増額はいくらか?3月補正後の差額は?            →当初予算71億9,603万6,000円を決算見込74億6,014万8,000円と補正。2億6,411万2,000円増。</p> <p>&lt;異議無く了承&gt;</p>
	<p>●(2) 令和5年度国民健康保険特別会計予算(案)について            &lt;資料2.3を用い予算概略説明&gt;</p>

委員	限度額の引上げは、「後期高齢者支援分」が対象になっているが、年配者に負担がかかるのか？
事務局	→後期高齢者制度の現役世代の支援分として、所得に応じた金額を賦課している。一部の方からの徴収ではなく被保険者全員が対象となる。
委員	出産育児一時金の50万円の増額はいいと思うが、5年度予算では何件分を想定しているのか。また4年度の実績は？
事務局	→5年度は30件 4年度は12月末現在で9件
委員	5年度の保険料率は、前年度並みになるのか
事務局	→保険料率は基金を利用して現在の料率を保っている。基金の残高の減によっては、料率の見直しが必要になるかもしれないが、出来る限り4年度の保険料率を保ちたい。
委員	被保険者数の見込みは？
事務局	→令和5年度予算時の見込みは、11,319人。
委員	基金残高の最終の見込みは
事務局	→令和5年度当初予算では、7億2,724万2,000円を想定している。4年度決算後に繰越による追加が見込まれる。
委員	保健事業費を約500万増額しているが、500万円使って医療費が減らなければ意味がないと思う。医療費抑制の効果の見込みはどのように考えているか？
事務局	→増額部分についての多くは補助金が入る予定。いくつかの保健事業を実施しているが、医療費抑制の効果がすぐに出ないものも多くある。しかし、有効な保健事業を実施することで、医療費の削減が見られたという実例があると聞く。今後も健康の保持増進や医療費の適正化に繋がるよう実施していく。
	<異議無く了承>
	●(3) 山陽小野田市国民健康保険条例の改正について <資料4を用い条例改正内容を説明>
委員	国の方針にそっての改正か
事務局	→その通りである。
	<異議無く了承>

	<p>●（４）令和５年度国民健康保険 保健事業の実施計画について  &lt;資料５用い保健事業内容を説明&gt;</p>
委員	ジェネリック医薬品について、４年度１２月末の実績は８２．２％であるが、目標値は８０％と下回っているのはなぜか。
事務局	→目標値には国の目標値８０％を記載している。
委員	特定健診事業について、令和４年度の実績は記載しているが、同年の目標値は記載されていない。次年度の計画は、前年の達成率が低ければ、それを加味した計画になっているべきと思うがいかがか？
事務局	→今後の資料時に考慮する。令和４年度の目標値は、特定健診受診率５５％、特定保健指導率５０％である。
委員	特定健診の受診率など目標値に向けて、５年度の取り組みを変える必要があるのではないか？目標を立てたからには、ある程度の割合で達成する必要があるのではないか？具体的にどのような取り組みをする予定か？
事務局	→４年度から５受診率向上に向けてみなし健診を実施している。未受診者は、医療にかかっている中で受診されていない方が多い。５年度は未受診の方に対し行っている勧奨について掲載内容や手法の見直しを行うこととしている。
委員	特定保健指導に関して５年度業者委託される具体的な内容は？
事務局	→特定健診は県内で上位の受診率ではあるが、特定保健指導の実施率は伸びていない。対象者であることを知らせる時期を早めることが受診率の上昇につながるものと考えてるので、個別健診については、医師会の協力などをいただき、健診結果を渡す際に、特定保健指導の対象者であることを伝えてもらうなど新しい試みを始める予定である。
委員	特定保健指導率が現時点で０％となっているが、どのような状況になっているのか。
事務局	→法定報告は翌年の１１月に確定するため、受診率はもう少し伸びると思う。実施期間は、５月末となっており、現時点では、指導が終了しているものが少ない状況。医療機関からは、コロナ対応で医療従事者も限られており、保健指導の時間を確保するのは難しいと意見も聞いている。
委員	ジェネリック医薬品について、全ての商品が１００％のものをつくって

	<p>いないというような話もある。何かあった時は誰が責任を持つのか。医師が処方したものと異なる薬剤を薬剤師が処方するようなことはないのか？医師と薬剤師の連携はどうなっているのか？専門の方のご意見を聞きたい。</p>
<p>保険医 又は保 険薬剤 師代表</p>	<p>→医師と薬剤師の処方箋のやり取りは、国で定められている。成分名は一緒でも、吸収率が違う薬もある。先発医薬品と全く同じジェネリックもある。後発医薬品は全て国が決めたものであり、書いているものと違う場合は、医師の確認をとる必要がある。</p>
<p>委員</p>	<p>純正のジェネリックを使いたい。医師が処方したとおりの薬を飲みたい。</p>
<p>保険医 又は保 険薬剤 師代表</p>	<p>→今は、ジェネリックにしてはダメと医師が書かなければ、ジェネリックを処方することになる。医師は患者と相談している。主治医にまずは相談してほしい。</p>
<p>委員</p>	<p>医療費通知は、年3回となっているが、どのようなタイミングで送るのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>→8月、1月、3月に出す予定としている。申請に基づいて再交付も対応している。</p>
<p>委員</p>	<p>みなし健診は、病院に受診している方が治療中の病気以外について健診を行うものか？</p>
<p>事務局</p>	<p>→特定健診は循環器を中心とした検査内容となっているが、肝臓病などの病気がかかっている方でもそれに準じた検査をしている方であれば、データを特定健診と符合させて結果を提供していただくもの。病気については限定したものではない。あくまでも国が示した健診を実施しているかでみなし健診の対象者となる。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>みなし健診の費用は医療機関に払うのか？ →情報提供料として医療機関に支払っている。特定保健指導の対象となるか判断するために、特定健診の検査項目とともに、薬の状況などの情報もあわせて提供いただいている。</p>
<p>委員</p>	<p>特定健診受診率の目標達成のためにみなし健診をしているのか？かかっていない病気などをみつけることが健診の意義ではないか？</p>

<p>事務局</p> <p>委員 事務局</p>	<p>→病院に受診しているからすべてを診てもらっていると思われている方もおられる。健診を通して腹囲を図ること等により、自覚をしていただく目的もある。特定保健指導の対象者となれば、生活習慣を見直してもらおう一つの入口になると理解している。</p> <p>特定健診の受診率が低いというが、年代順にでているか。</p> <p>→被保険者数が60代後半から70代が多いことから、この年代の受診者が多い。若い方は、仕事を優先されたり、健康を自負され病気とは縁がないという傾向がみられる。若者健診受診事業により、若い方に対して健診の習慣をつけてもらえるような取り組みも行っている。</p> <p>&lt;異議無く了承&gt;</p>
<p>事務局</p> <p>委員 事務局</p> <p>委員 事務局</p>	<p>●（５）第３期山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画の策定について</p> <p>&lt;第２期計画を提示。次期計画策定を令和６年度中に実施することを説明。協議会委員にもご意見を伺いたい。&gt;</p> <p>次回の協議までに、第２期データヘルス計画に目を通しておく必要があるのか。</p> <p>→第３期案が出来上がれば、目を通していただき、貴重なご意見をいただきたい。</p> <p>完成したら各戸配布をするのか</p> <p>→本計画は、国保被保険者を対象としたものであり、各戸配布は考えていない。現在の計画もホームページで公開しており、同様の対応を考えている。</p> <p>&lt;異議無く了承&gt;</p>
<p>備考</p>	<p>次回開催予定 令和５年８月中～下旬</p>